

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成22年7月14日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）正木勝彦（委員長），生熊正子，大内ますみ，面出輝幸，久保英志，
迫田博幸，西誠子，橋口朱美，林正章，六車ゆき子，村田一実，
森岡正芳，山田直子

（敬称略）

（オブザーバー）高野篤雄，小橋正宣，大西敏雄

（庶務）澤明憲，梅村哲也，三好敏夫，安原宜通，横道博司

4 議事

(1) 神戸家庭裁判所長あいさつ

(2) 新任委員の紹介

(3) 少年審判手続及び被害者等による少年審判傍聴制度についての説明

(4) 模擬少年審判

(5) 意見交換

別紙のとおり

(6) 裁判所からの報告

「来庁者アンケート『利用者の声』」についての集計結果報告及び「平成
22年度憲法週間行事」の開催結果報告

(7) 次回の神戸家庭裁判所委員会開催日時

平成23年2月9日（水）午後1時30分

(別紙)

意見交換

※ (委員長は●, 委員は○, オブザーバーは◎で表示する。)

【模擬審判傍聴後実施】

- 被害者傍聴等の制度運用について、特に制度の説明など、捜査機関段階ではどのように配慮されているのか。
- 警察や検察庁において、被害者等に対し、被害者制度の趣旨の説明を行っている。また、被害者等が少年審判の傍聴を希望している場合は、その旨を記載した書類も家庭裁判所に送られている。家庭裁判所は、その書類を確認することで、少年事件が送致された段階から被害者等が少年審判の傍聴を希望していることが分かるようになっている。
- 検察庁としても、被害者対応に留意しているところである。たとえば、少年が加害者の場合は、被害者等に少年審判の傍聴の制度を説明した上で、少年審判を傍聴するかどうか希望は必ず確認するようにしている。また、被害者制度のパンフレットを渡して、できるだけ制度を具体的に伝えるようにしている。
最近の被害者は積極的に権利行使をしたいという方が多いと感じる。
- 確かに、積極的に裁判手続に関与したいという被害者が増えていると感じる。先日も、刑事事件の被害者から意見陳述をしたいという相談を受けたことがあった。このような傾向は、被害者の制度が整ったからなのか、もともとそういう要望があり、それを実現できる制度ができたからなのかは分からない。
- 被害者等の発言は少年審判の場では許されていないようだが、被害者等が意見を述べる機会はあるのか。被害者が自分の気持ちを述べたいと思うのは、当然のことだと思う。また、審判廷では、少年側と被害者側の席が非常に近いという印象を持った。あれだけ少年側と被害者側の席が近いと、被害者側は、審判に立ち会って良かったというよりは、むしろ、ますます被害感情が出てくるのではないか。被害者等が少年審判を傍聴したときの心理的なフォローや効果

の検証を行っているのか。

- ◎ 現在のところ、被害者等が少年審判を傍聴したときの効果の検証を行っているような話は聞いていない。

裁判所は、事件が送致されてきた最初の段階で、被害者等に意見陳述をするかどうか確認をしている。被害者等が少年審判の場において、意見陳述の希望がなされた場合にも、できるだけその場または審判以外の場において、意見陳述の機会を設けるようにしている。また、少年審判が終了した後、裁判所書記官や裁判所調査官が被害者等から感想を聞いたり、質問に対する説明を行っている。

被害者等の中には、少年審判を傍聴して良かったと思う人もいるが、少年審判での少年の態度を見て、傷つく被害者等もいると思う。

- ◎ 審判廷はかなり狭いため、審判廷で暴行事件や傷害事件が起こらないように配慮する必要がある。また、裁判所内においても、少年側と被害者側と顔を合わすことで、暴力事件が起こらないように配慮する必要がある。まず、裁判所内においては、少年側と被害者側が顔を合わすことがないように、それぞれが来庁する時間をずらして呼び出しを行い、少年側及び被害者側にそれぞれ担当者を付けて、別々の待合室に案内するように配慮している。審判廷においては、暴力事件や傷害事件が起こらないように、裁判所職員を配置している。また、傍聴している被害者等から少年側に対し、物を投げたり、後ろから飛びついたりすることがないように、被害者等の前に机を置いている。

- 少年審判は、少年の再非行を防止し、健全育成のための教育の場であるということが非常に重要であり、被害者制度をどのように位置付けるか非常に難しい問題である。少年側にとっては、被害者等が少年審判を傍聴することで、被害者等の痛みに直接接することができ、教育的な配慮をすることができる。一方、被害者側にとっては、少年審判廷における少年の言動を直接傍聴することができる。被害者等が少年審判を傍聴するときの効果については、現在、統計を取

っている段階であり、検証はこれから行う予定である。また、3年後に、被害者等による少年審判の傍聴制度を含めた少年法の改正後の規定の施行の状況については、検討を加え、必要があるときは見直す予定になっている。

- 待合室に作り物の観葉植物が置いてあったが、できたら、被害者や遺族が触れることができる場所に、生きている植物を置いて欲しい。少年審判廷の裁判官、付添人が座る椅子と被害者等の座る椅子の格が違う点について、もう少し配慮した方が良い。模擬審判を被害者側の席の隣で傍聴していて、少年の顔が見たいと感じた。裁判員の法廷で使用しているモニターを使用するなど、被害者側から少年の顔が見えるようにして欲しい。被害者側からは、少年が泣きながら言っているのか、笑いながら言っているのか全く分からないので、ご検討いただきたい。
- 少年審判の時間はどの程度かかるものなのか。
- 裁判官によっても異なるが、30分から1時間程度である。
- 45分を過ぎると同じことの繰り返しになり、人は聞こえなくなると言われている。したがって、長い審判が良いとは限らない。また、精神科の分野では、居心地の良さが言われている。その点、審判廷は非常に狭く、柔らかさもなく、アメニティの問題が大きいと思われる。
- 少年審判は、病院のような治療の場ではなく、裁判をする場でもあるので、少年審判の性質を考えると一定の限度があると思われる。
- 審判廷だけではなく、待合室も同様に感じる。
- ◎ 先程、指摘されたとおり、裁判所関係者の椅子はある程度しっかりした椅子で、被害者側の椅子は、パイプ椅子である。しかし、新しく建てられた他庁の少年審判廷においては、裁判所側と被害者側の椅子の違いは少なくなっていると聞いている。今後の検討事項とさせていただきたい。また、被害者待合室の造花等については、少しでも被害者等の気持ちを和らげるための配慮をしたつもりだが、御指摘の点も踏まえて参考にしていきたい。なお、全国的に、被害

者等が傍聴した少年審判において、被害者等が暴言を吐いたり、暴れたりした事案はないと聞いているところですが、今後も、そのような事案が起きないように配慮していきたい。

- 被害者等による少年審判の傍聴制度の導入されたところに比べて、設備面も充実してきてはいるが、今後も検討課題だと考えられる。
- 少年審判において、少年が被害者側を向いて、謝罪することはあるのか。
- あまりそういう例はない。少年審判の場において、裁判官から少年に対し、被害者側を向いて、謝罪するようには言っていない。もし、あるとすれば、少年が自発的に被害者側を向いて謝罪しているのではないか。
- 不遜な態度を取る少年審判をしたことがあるのか。被害者等が少年審判を傍聴したいと希望したとき、そのような少年の態度について説明をするのか。
- 当庁においては、被害者が少年審判事件を傍聴した時に、少年が不遜な態度を取った例はない。
- 確かに、審判時に少年が不遜な態度を取ることはあると思われる。しかし、少年審判廷における少年の不遜な態度をどう受け止めるかは被害者側の問題である。検察官や被害者側に付いた弁護士から「少年の態度が悪いが、それでも少年審判を傍聴するのか。」といった説明があり、それでも、被害者側が「少年審判を傍聴したい。」と希望した場合、裁判所としては、少年が不遜な態度を取ることを理由に被害者等の傍聴を不許可にすることはないと思われる。
- 少年審判を傍聴した被害者等が、審判の内容をマスコミや関係者に話した場合、罰則規定はあるのか。
- 裁判員のような罰則規定はない。もし、そのような恐れがある被害者等に対しては、少年審判の傍聴を許さないことが考えられるのではないか。今後どのように少年審判傍聴制度を発展させていくのか、提言があれば、お聴かせ願いたい。
- 少年審判は、リラックスした雰囲気の中で心情を話したり、交流する場面で

はなく、言論の場である。そのような少年審判の枠組みの中で、被害者傍聴制度を維持するのは難しいという印象を受けた。少年審判は教育の場でもあり、事実確認の場でもあるが、いろいろな要素を入れ込んでいるような気がする。審判の枠組を変えることはできないのか。たとえば、ここまでは審判の場で、ここからは、少年が率直に話をし、被害者も発言することができる場であるといったように、時間と場所を分けることはできないのか。また、少年は警察に取り調べを受けてから、事実を何度も確認されているのに、少年審判で、さらに事実を確認される。少年にとって、何度も同じことを話していることにならないのか。

- 事実が争いになった場合、証拠調べをするなどの審判を開くことになる。また、重大事件の事実に争いがある場合は、検察官を関与させることができる。

少年審判において、少年が本音を語っていない場合や裁判官が調書について疑問を感じた場合は、少年審判の手続は慎重になり、何度も同じことを繰り返し聞く場合がある。

- 模擬審判では、被害者席と同列に並んで見ていたためかもしれないが、裁判官や少年が話していたことに対して、違和感をもって目に映った。被害者側にとっては、自分の関係者が殺されているのに、少年審判では、どうすれば、少年が充実した生活をするすることができるのかについて話をしている、すごく疎外感を感じた。模擬審判では、少年の保護者が「子どもと一緒にいる時間を大切にしたい。」と話していたが、そのようなことではなく、もっと自分の子どもが危害を加えたことに対して、徹底的に少年を教育するか命の重みを分からせるとかそういう言葉が出てこないのかと思った。

- もともと少年審判は少年の健全育成、更生から始まっている。したがって、その枠組みを越えるわけにはいかない。少年審判が被害者の権利とどう折り合いをつけていくのかは難しい問題である。制度上の限界もあり、被害者の立場や権利を守っていくには別の方策を考えていかなければならない。

- 少年に対し、被害者等が少年審判を傍聴することをどのように告知しているのか。被害者等が少年審判を傍聴することで、少年が萎縮したり、迎合したり、いろいろな反応をすると思うが、実際はどうか。被害者がいることで審判に変容はあったのか。
- ◎ 被害者が少年審判を傍聴する場合、少年にどう告知すればよいか法律で手続が定められている。具体的には、裁判官が被害者等に対し傍聴を許可した場合、少年及び保護者に対し通知をすることになる。また、少年審判当日にも少年の保護者には被害者が審判を傍聴することを伝えている。
- 少年が「亡くなった被害者の分まで幸せになる。」と発言することがあり、被害者は、それを聞いてどう思うのかと考えるときがある。それによって、審判に変容することはないが、気を使うことはある。
- 少年審判は、少年の健全育成のために行われるもので、被害者の遺族は、なかなか理解できないのではないかと。少年にとって、被害者の苦しい気持ちを審判の場で知ることは、教育的に役に立つと思うが、被害者が少年審判の場で審判の意味を理解し、少年にしっかりとした大人になって欲しいと思うことは、難しいと思う。
- 少年と被害者が、お互いに顔が見えて、それぞれが話しやすい場があれば、本当のコミュニケーションが取れると思う。しかし、加害者側と被害者側の対立が厳しい審判の場ではなかなか難しいのではないかと。審判の場とお互いの理解を求める場があれば良いと思う。
- 意見陳述の場で、被害者から少年に立ち直って欲しいと聞くことも時にはある。いずれにしても、少年審判の場において、被害者問題をどう位置付けるか、今後も検討していかなければいけない問題である。

以上をもって、意見交換を終わらせていただきます。貴重な御意見等をいただき、どうもありがとうございました。